



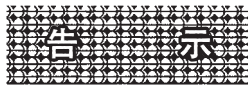
長野県報

11月4日(金)
平成28年
(2016年)
第2822号

目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課)	1
森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件の変更(2件)(森林づくり推進課)	1
公共測量の実施(2件)(建設政策課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(4件)(会計課)	2



告示

長野県告示第604号

平成28年11月24日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成28年11月4日

長野県知事 阿部守一

財政課

長野県告示第605号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成28年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
木曾郡上松町大字小川2862のイの1(次の図に示す部分に限る。)、2861の4、2864のイ、2864のロ、2864のハ、2864のニ
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第606号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成28年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林の所在場所
伊那市高遠町長藤5512の2、5530の3、5537の2、5553の2、5672の2、5672の3、5676の3から5676の5まで、5815の2、5911の2、6191、6209の1から6209の11まで、6209の17、6209の19、6209の20、6209の26、6209の38から6209の40まで、6209の46、6209の49、6209の50、6210の1から6210の5まで、6210の7から6210の11まで、6211の1から6211の17まで、6211の33(国有林)
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第607号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成28年11月4日

長野県知事 阿部 守一

建設政策課

1 保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字新野461の1

2 保安林として指定された目的

風致の保存

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第608号

中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年11月4日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（数値図化）「地図情報レベル5000」

2 作業期間

平成28年11月1日から平成29年2月28日まで

3 作業地域

塩尻市、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡大桑村

建設政策課

長野県告示第609号

北安曇郡松川村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年11月4日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量

地形図修正 地図情報レベル2500

地形図修正 地図情報レベル10000

2 作業期間

平成28年10月12日から平成29年3月10日まで

3 作業地域

北安曇郡松川村

長野県告示第610号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年10月27日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年11月4日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
木曾農業協同組合 三岳支所	木曾郡木曾町三岳 6274-11番地	木曾郡木曾町三岳 6274-11番地 木曾農業協同組合 三岳支所

会 計 課

長野県告示第611号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年10月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年11月4日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
野村 裕枝	長野市西長野20-2	長野市西長野20-2 野村 裕枝

会 計 課

長野県告示第612号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年10月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年11月4日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
一般社団法人 長野県建築士事務所協会 中高支部 支部長	中野市大字壁田955	中野市大字壁田955 一般社団法人 長野県建築士事務所協会 中高支部

会 計 課

長野県告示第613号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年10月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年11月4日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
あづみ農業協同組 合 島々支所	松本市梓川梓2348- 4	松本市梓川梓2348- 4 あづみ農業協同組合 島々支所

会 計 課